

## 第 16 章 貿易管理・為替規制

### 1. 輸出入規制

輸出入禁止品目は、2011 年 5 月 25 日付け工商業省公告 No.0973/MoIC.DIMEX で定められており、安全保障、社会秩序、公衆道徳、人/動物/植物など生命体、国宝あるいは天然資源あるいはラオスが加盟している条約に定められた商品、とされている。

輸出入許可が必要な品目については、2012 年 1 月 13 日付け工商業省輸出入局公告 (No.0076 /MoIC.DIMEX) に定められており、自動認可品目と非自動認可品目に分かれている。自動認可の場合は、しかるべき申請書 (自由フォーム、DIMEX に雛形あり)、納税証明書、会社設立証明書、輸出入を必要とする旨を記した書類などをラオス政府 (工商業省及び工商業省地方事務所) に提出し、許可を受けねばならない。例えば石油製品を輸入する場合は、計画投資省 (MPI) の許可証と税関の輸入記録 (輸入計画に照合) を付す必要があるが、プロジェクトに必要な石油製品を輸入する場合には納税証明書は必要としない。

ラオスは 2013 年 2 月 2 日に WTO に正式加盟したため、数量制限を目的とする輸入ライセンス制度や割当て、禁止措置を、WTO が認める例外を除いて適用しないことが義務付けられた。このため、2012 年以前に定められた輸入規制を一部変更することが求められている (Lao PDR Trade Portal : <http://www.laotradeportal.gov.la/index.php?r=site/index> 参照)。

#### (1) 輸入規制

輸入禁止品目：有害化学物質、兵器、アヘン/芥子 (ケシ) の種子/マリファナ等、破壊的漁業道具、猥褻物/メディア、紙幣用紙/インク/プリンター及び貨幣製造機などの品目を輸入禁止にしている。エンジン付き車両などの輸入規制品目は事前許可が必要。

輸入許可を必要とする商品 (工商業省輸出入局公告 No.0076)

- ・ 自動輸入許可 (書類が揃っていれば許可される) 商品：三輪車を除く自動車、石油・ガス、丸太・樹幹・樹皮及び材木、粳米・精米・半加工米、棒・条鋼及び鉄鋼製品、セメント・モルタル・コンクリート、書籍・新聞・雑誌等、鋤物及び鋤物製品、(部品を含む) 木材伐採機・チェーンソー。
  - ・ 非自動認可商品：スポーツ目的の銃器・銃弾、工業用爆発物、金の延べ棒 (国際的に決済手段として認められている商品)。
- 衛生植物検疫 (SPS : Sanitary and Phytosanitary Measures)
- ・ 衛生植物検疫の必要な商品、例えば加工食品などを輸入する場合には特別な許可を必要とする。

- ・ 輸入食品については、輸入時に保健省が指名した検査官が検査する。
- ・ 農畜産物の輸入については、農林省による事前承認が必要である。
- ・ 植物・植物製品は農林省植物検疫局 ( Plant Quarantine Department ) が、動物・畜産製品は農林省畜産局が管轄している。
- ・ ラオスの輸出入の大半はタイ経由で行われているが、ラオスの農林省植物検疫局は 2013 年 8 月、タイに対して、ラオスがタイに輸出あるいは再輸出する農産品はラオスの安全基準を満たしており、それはタイの輸入規準に準拠する、ということを書いた指令 ( instruction No.1219/DOP ) を発表した。

## (2) 輸出規制

輸出禁止品目：50 年以上以前の歴史的、文化的仏像、神像など宗教上の宝物、国宝など、及びコウモリの糞/肥料。

輸出許可を必要とする商品 ( 工商業省輸出入局公告 No.0076 )

- ・ 自動輸出許可 ( 書類が揃っていれば許可される ) 商品：プランテーションの丸太・樹幹・樹皮及び材木、粳米・精米・半加工米、鋳物及び鋳物製品。
- ・ 非自動認可商品：自然林の丸太・樹幹・樹皮及び材木、金の延べ棒 ( 国際的に決済手段として認められている商品 ) 。

## 2. 関税制度

現在のラオスの関税品目表は 2007 年版 HS コードに基づく重価税システムであり、平均関税率は 5%、加重平均関税率は 14.7%、単純平均関税率は 9.5% である ( 2012 年 10 月時点 )。基本関税率は 6 段階制 ( 5、10、15、20、30 及び 40% ) を採っている。5%、10% の低関税率は原材料及び農業投入物 ( インプット ) に対して、最高関税率は奢侈品。ラオスの農業、工芸品及び工業製品を保護するための目的で課される。

2013 年 2 月の WTO 加盟に伴い、適用関税率として、全品目平均 18.8%、農産品平均 19.3%、農産品以外の鋳工業製品平均 18.7% を上限とすることが求められているが、上述の通り、すでにこの義務はクリアしているといえる。

ラオスは AFTA ( ASEAN 自由貿易地域 ) のメンバーであり、2003 年 10 月に ASEAN 共通関税コード ( AHTN : ASEAN Harmonized Tariff Nomenclature ) を受入れ、域内諸国からの輸入関税の緩和を図り、近年、7,525 品目について関税を撤廃し、さらに 9,110 品目についての関税を 5% に引き下げた。

なお、2013 年 12 月 6 日に開催された第 7 回日ラオス官民合同対話において、輸入税免除に必要なマスターリストについて、日本側が「前年に提出する必要のある 1 年間に輸入する物品リスト」の「年 1 回のみ変更可能」という規則を「無制限に変更」できるように要望したところ、ラオス側は「新たにマスターリストを作成し、輸入が必要な理由を明記する」とし、日本企業に便宜を図る考えを表明した<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> JETRO、「通商弘報」2014 年 1 月 16 日

### 3. 通関手続き

ラオスでは 2011/12 会計年度にまず、ビエンチャン郊外のラオス・タイ友好橋に近接する陸路国境タナレーンにおいて、UNCTAD が開発した電子通関システム ASYCUDA による通関処理を導入（図表 16-1）した。2014 年 2 月現在、同システムは 11 カ所の国境で利用されるようになった<sup>6</sup>。将来的には全ての国境で通関システム ASYCUDA を導入する方針である。しかし、現状、一般的な商品の輸入については IM4 と呼ばれる手続き（図表 16-2 参照）が適用され、それ以外の商品<sup>（注）</sup>については、特別な手続きを要する。

（注）特別な手続きを要する規制商品

- ・ プロジェクトに用いる鉄鋼（年間輸入計画を DIMEX（工商業省輸出入局）に提出）
- ・ ダイヤモンドの輸出入（DIMEX に指定書類を提出）
- ・ 木材製品の輸出入（DIMEX に対して購入契約、品目リスト、原産地証明等を提出）
- ・ プロジェクトに用いる車両（DIMEX に対して車両の価格、MPI（計画投資省）の許可証を提出）
- ・ プロジェクトに用いる石油製品（MPI の許可証を DIMEX に提出すると共に、輸入計画外での輸入の場合、それを示す国境税関吏が発行したログブックを提出。プロジェクト利用の場合、納税証明書は必要としない。）
- ・ プロジェクトで用いるガス製品（MPI の許可証を DIMEX に提出すると共に、輸入計画外での輸入の場合、それを示す国境税関吏が発行したログブックを提出。プロジェクト利用の場合、納税証明書は必要としない。）

図表 16-1 電子通関システム ASYCUDA を利用した手続き

貨物の国境到着から 24 時間以内に運送書類（航空貨物の場合は積荷目録、パッキングリスト、陸送貨物の場合は輸出申請書のコピーなどが該当）を税関に提出。輸入者（通関業者）は運送書類到着後（15 日以内に）、タナレーン（国境）に設置されたパソコンから ACDD（ASEAN Customs Declaration Documents）フォームを入力して税関申告書を作成しプリントアウトする（手書きによる申請書は受け付けない）。同申告書と関係書類（インボイスもしくは販売契約書、原産地証明書、パッキングリスト、輸入許可書（輸入規制品目の場合）、その他必要な許可書）を国境税関に提出。ASYCUDA により、税関申告書は、そのリスクに応じて四つの色（緑、青、黄色、赤）に区分される。緑及び青と判定された申告書については、書類審査も開披検査（書類審査を含む）も省略される（ただし、青については、通関後の書類審査の対象となる）。黄色については書類審査、赤については開披検査（書類審査を含む）の対象となる。各審査が終了すると、課税価格が決定され、関税の支払いとなる。支払いは国境における銀行での支払いが現金払いとなる。

その後、税関職員による開披検査が行われ、問題がある場合は、申告書を修正するなど必要な対応が取られる。問題が無ければ貨物はリリースされる。

（出所）JETRO、「アジア新興国のビジネス環境比較」2013 年 3 月

<sup>6</sup> ワットタイ国際空港、タイ国境（第 1 友好橋（タナレーン）、第 2 友好橋（サワンナケート）、第 3 友好橋（タケーク）、第 4 友好橋（ボケオ）、チャンパサック県ワンタオ、サイニャブリー県ゲンタオ）、ベトナム国境（フアパン県ナーメオ、サワンナケート県デンサワン、ポリカムサイ県ラクサオ）及び中国国境ルアンナムター県ボーテン

図表 16-2 IM4 手続き

図表 16-1 の と同じ。  
輸入者（通関業者）は、輸送書類到着後（15 日以内に）ACDD（ASEAN Customs Declaration Documents）フォームにより税関申告書と関係書類（図表 16-1 と同じ）を国境税関に提出。  
税関による書類審査が終了すると、課税価格が決定され、関税の支払いとなる。現在は現金のみの支払い。  
その後、税関職員による開披検査が行われ、問題がある場合は、申告書を修正するなど必要な対応が取られる。問題が無ければ貨物はリリースされる。

（出所）図表 16-1 に同じ

ラオスでは、大型貨物の場合、陸路輸送が主な輸送手段であり、タイ・プラス・ワンとしてラオスで輸出のための加工・製造を行っている多くの日系企業はバンコクのレムチャバン港を活用しており、ラオスとタイの国境通関を利用する。

現在、ラオスを含むインドシナ半島ではアジア開発銀行（ADB）が主導する GMS（大メコン圏）プログラムが実施されており、その一つに越境交通協定（CBTA：Cross Border Transportation Agreement）がある。同協定は、メコン地域の越境交通円滑化に関する多国間協定であり、2003 年にラオスを含むメコン地域 5 カ国（ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー）と中国の 6 カ国が署名した。

国境をまたぐ輸送の円滑化には道路や橋などのハードインフラの整備と同時に、法制度などのソフトインフラの整備が重要であり、この点でラオスばかりでなく、地域全体に多くの課題が残っている。例えば、国境を通過する際、国境を接する 2 カ国の通関手続きを行わねばならないが、CBTA はまとめて 1 回で行うシングル・ストップ制度や、通関・輸出入手続き・検疫など関連手続きを 1 回で行うシングル・ウィンドウ制度を導入することを目指している。しかし、ラオスと周辺国との国境ではまだ実現していない。また、税関の開庁時間が 24 時間となっておらず、2 カ国の間で異なる場合があり、待ち時間が長くなる、という問題もある。

#### 4. 為替相場

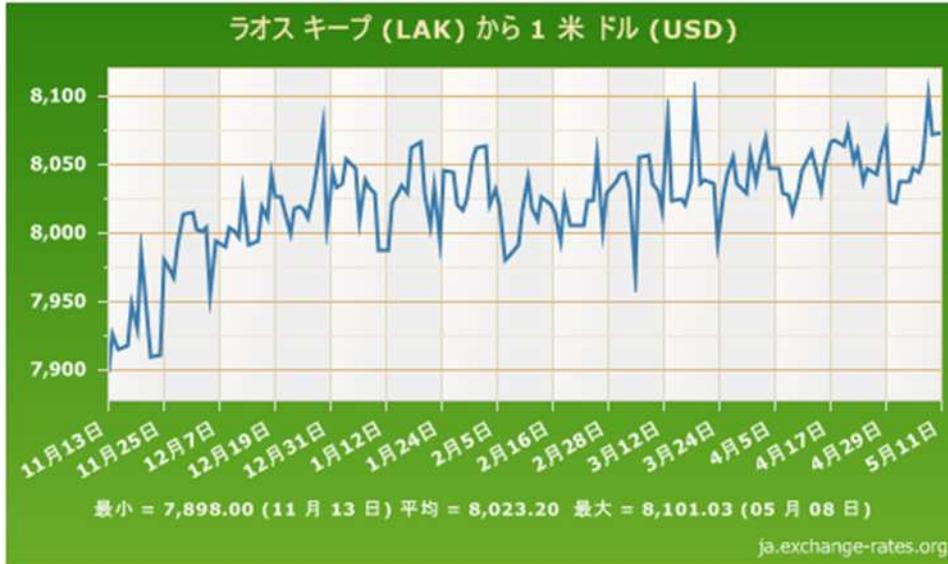
ラオスの通貨単位はキープであり、LAK と表示する。管理フロート制を採っており、2014 年 6 月 11 日現在の対ドル為替レートは  $1\text{US\$} = 8,064\text{LAK}$  である。キープはアジア通貨危機の影響を受けて、2000 年代初めには  $1\text{US\$} = 10,000\text{LAK}$  前後まで下がったが、セボン金・銅鉱山の開発により、金・銀・銅の輸出が急増した 2006 年以降キープ高が進行し、2010 年以降は 1 ドルが 8,000 キープ台で推移し、現在に至っている。

最近の対ドル為替レートの推移は図表 16-3 の通りであり、世界的なドル高傾向を反映してやや弱含みで推移している。

ラオス経済にとってタイとの関係は極めて重要であり、タイパーツはラオスの都市部で流通している。図表 16-4 は最近のタイパーツに対する LAK の為替レートを示しているが、

タイの政治的混乱を反映して、パーツに対してはキープ高に振れるようになった。

図表 16-3 1US\$当りラオスキープの為替レートの推移  
(2013年11月13日~2014年5月11日)



(出所) <http://ja.exchange-rates.org/history/>

図表 16-4 1タイパーツ当りのラオスキープの為替レートの推移  
(2013年11月13日~2014年5月11日)



(出所) <http://ja.exchange-rates.org/history/>

LAK と日本円の関係は図表 16-5 のようになっている。日本円は 2013 年から 2014 年にかけてドルに対して円安に振れたため、ラオスキープは図表 16-3 でみたドルとの関係もあり、2013 年 12 月から 2014 年 1 月にかけて円に対してやや高くなったが、2 月以降、円は

ドルに対して 102 円を挟んだ小幅な動きをしていることを反映して 78~79 円/LAK で推移している。

図表 16-5 日本円とラオスキープの為替レート



(出所) <http://ja.exchange-rates.org/history/>

## 5. 外国為替管理制度

2008 年外国為替・貴金属管理に関する大統領令 (No.01/P、以下外国為替令) は、中央銀行が提案して政府が認めた場合以外、ラオス国内での財及びサービスの取引、債務支払いなどに外国為替を用いることを禁じている (第 3 条) が、ラオス国内、特に都市では、現地通貨の他に米国ドル、タイバーツ、人民元などが流通しており、ドル化の現象が見られる。なお、帳簿類も必ず現地通貨で記載しなければならない、とされている。

### (1) 外貨の購入・利用

外国為替の購入は商業銀行あるいは中央銀行が認めた外国為替両替所において行うことができる。但し、2013 年 8 月 5 日付「外貨販売に関する中央銀行告示 (No.243/BOL) によって、商業銀行や両替所でキープから外貨に換える際の限度額 2,000 万キープ (約 2,600 ドル) が示された。この措置によって、内需型企業 (自動車・バイク販売、輸入代理店等) では、キープの受取りを拒否する動きが出ており、闇両替が出現するなどの影響が出てきた、という<sup>7</sup>。

外国為替令によれば、商業銀行は以下の目的で外貨を販売できる (第 5 条)。

財の輸入に対する支払い

財の輸出入に伴うサービス (トランジット輸送料、保険料、トランジット倉庫料等) の支払い

<sup>7</sup> JETRO、「ラオス概況」(経済編) 2013/Nov/15

政府及び政府が認めた機関が締結した協定に基づく外国債務の返済  
政府・政府承認機関による対外援助の供与  
利益、配当、初期投資、金利、外国投資家のサービス料及び外国人労働者の賃金などの母国あるいは第 3 国への送金  
政府が承認した対外投資  
国家予算の支出  
その他ラオス中央銀行の規定に基づく支出（医療サービス、留学、海外旅行など）に対する支払い

## (2) 外貨預金口座及び外国での口座開設

同じく外国為替管理令は、合法的な外貨収入のある居住者、居住法人及び非居住者はラオス国内にある商業銀行に外貨預金口座を持つことが出来る、としている（第 8 条）。

商業銀行は、居住者に対して外貨を貸し出すことが出来（第 17 条）、国の内外から外貨を取り入れることが出来る（第 19 条）。

同外国為替管理令は第 11 条で、居住者が外国の銀行に預金口座を開くことの出来るケースを次の 4 ケースとしているが、その場合、ラオス中央銀行に口座利用の報告を上げねばならない。

通過のための陸上・航空・海上・郵便輸送、保険、観光、労働力輸出、外国での建設プロジェクト

対外借入れ及び債務返済

外国に支店あるいは駐在員事務所を開設したり、外国で外貨関連ビジネスを行う場合

その他関連監督機関が認めた目的

## (3) 資本取引

ラオスに投資する外国投資者（個人/法人）は商業銀行に口座を開設し、投資資金の使い道が分かるようにする。外国で支払い、国内に持ち込まれた設備・機械の価額は投資とみなすが、輸入設備・機械は投資とはみなされない。

外国投資家は投資許可証に基づく投資資金を口座に振り込んだ後で、地場銀行から資金を借りることが出来るとされている（第 26 条）。

外国投資家は利益、配当を母国あるいは第 3 国に送金することが出来る。投資期間が満了するか、あるいは投資活動を部分的/全面的に停止する場合、投資家は、全ての財務上の義務を果たし、他の債務を返済したのち、投資資金を母国あるいは第 3 国に送金することが出来る、として投資資金の本国送金を認めている。